

地域交通充実に向けた新たな移動手段等実証事業業務委託仕様書

1 業務名

地域交通充実に向けた新たな移動手段等実証事業業務委託

2 業務の目的

ライフスタイルの変化や人口減少、コロナ禍を経た社会情勢の変化による利用者の減少、運転士不足等により、地域交通を維持することが困難な状況となっている。

滋賀県においては、社会情勢の変化に対応した地域交通ネットワークの維持・充実に向け、令和8年3月に滋賀地域交通計画を策定し、地域の実情に応じた交通サービスの確保や、多様な移動手段の活用による利便性の向上に取り組むこととしている。

このため、既存のバス・タクシーだけでなく、ライドシェアをはじめとする地域の移動手段を組み合わせ、地域交通網を確保することが求められている。

本業務では、自家用有償旅客制度の改正等を踏まえ、地域の実情に応じた、持続可能かつ効果的な交通サービスのあり方について実証・検証を行い、その効果や課題を整理し、市町や交通事業者等の取組のきっかけとなるモデル事例を創出することで、地域交通の維持・充実に向けた新たな移動手段の展開につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4 業務の内容

(1) 業務概要

- ① 高島市域における持続可能かつ効果的な交通サービスの検証
- ② 地域交通充実に向けた利用促進
- ③ その他

(2) 具体的業務内容

① 高島市域における持続可能かつ効果的な交通サービスの検証

高島市朽木地域においては、昼間時間帯の路線バスの利用実績を踏まえ、より効果的、効率的な運行が必要となっている。このため、路線バスの最適化について実証するとともに、住民、福祉等との連携による新たな移動手段の導入可能性を検証する。これにより、課題や可能性、今後の方向性を整理し、地域交通の充実に向けた取組につなげる。

ア 実証内容

実証概要	高島市朽木地域においては、平日および土休日に定時定路線型のバスを運行している。持続可能かつ効果的な運行に向け、利用状況を踏まえ、昼間時間帯の運行を見直し、予約型区域運行への再編に係る実証運行を実施する。 実証運行を通じて、利用者ニーズ、利便性、効率性等を確認するとともに、区域運行の有効性や持続可能性、予約配車運行管理体制等の観点から検証する。 (1)路線バス「針畑線」「上村能家線」「柏宮前坊線」「横谷木地山線」「今津西
------	---

	<p>線」の全路線を対象に、地域の移動ニーズを踏まえ、昼間時間帯において、予約制による区域型運行を行う。</p>
<p>委託内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)の実証運行の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な調整、実証運行を実施すること。 ※車両 10 台・運転士 11 名により、朝夕の時間帯は現行の路線定期運行を維持し、昼間時間帯は「針畑線」「上村能家線」「柏宮前坊線」を対象とした区域と、「横谷木地山線」および「今津西線」を対象とした区域の 2 区域において、予約型区域運行を実施する。 ※実証運行は高島市営バス事業として実施するものとし、コールセンター人員の配置等、下記の運行管理体制を構築すること。 ① コールセンター人員の配置 <p>受託者は、電話による予約受付等を行うコールセンター人員を配置すること。（配置期間：9 月中旬～2 月中旬（土日祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。））、日数：103 日、勤務時間：平日 9～17 時（うち、休憩 1 時間を確保すること）、勤務地：高島市役所朽木支所）</p> ② コールセンターの業務内容 <p>高島市朽木支所と連携のもと、利用者からの予約受付および問合せ対応を行うとともに、予約内容等の記録・管理、翌日の配車および運行計画の作成支援、利用者・運転士等への連絡調整、予約変更・キャンセルへの対応その他予約型区域運行の実施に必要な業務を行うこと。</p> ③ 運行管理環境の整備 <p>受託者は、予約受付および運行管理に必要な運行マニュアルならびに各種様式を作成するとともに、実証期間中に使用するパソコンを準備し、適切な予約受付・運行管理体制を構築すること。</p> ● (1)にかかると利用者等アンケートの実施、広報資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証運行利用者、朽木地域の住民を対象とするアンケートを作成し、実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者アンケート ② 住民アンケート 750 枚（各戸に配布、回収すること） ・ ドライバー等関係者計 15 名を対象にヒアリングを実施すること。 ・ チラシおよびポスターを作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> チラシ（A4）2,000 枚、ポスター（A1）10 枚 ・ 県および市の広報資料の作成支援を行うこと。 ● (1)にかかると検証および高島市内の他地域の移動サービスへの活用可能性の検討

	● 実証内容は変更することがある。詳細は受託後に滋賀県及び高島市と協議の上決定すること。
実施期間	令和8年10月から令和9年2月
道路運送法の許認可等	道路運送法および道路交通法にかかる手続きに必要な支援を行うこと。

イ 検証内容

- (ア) 予約型区域運行について、実証運行を踏まえ、利用者ニーズ、利便性、効率性（費用対効果）、持続可能性、地域交通の確保・充実等の観点から検証を行い、導入可能性や課題、改善策、利便性向上策等を提案する。検証においては、路線バス「朽木線」の利用促進の観点から有効な運行方法、利用促進策についても検討すること。
- (イ) (ア)にあたっては、導入に向けた国の補助制度の活用についても検討を行う。
- (ウ) 実証運行を踏まえ、予約型区域運行における適切な運行体制について整理し、高島市内の地域交通の充実に向けて、住民や福祉のボランティア輸送等と連携した他地域への活用可能性を検討すること。検討にあたっては、高島市内の移動ニーズ等を踏まえ、活用するエリア、規模、サービス内容、スキーム、必要な準備、経費のシミュレーションを行うこと。
- (エ) 他地域でのサービス運営を含め、本予約型区域運行に係る予約受付および運行管理を一元的に実施する体制について検討し、効率的かつ持続可能な予約配車運行管理体制のあり方や具体的なシステムについて提案する。検討時には、予約型区域運行におけるフリー乗降への対応を踏まえた運用についても検討すること。

【提案事項】

- (ア) 上記の実証にあたって、より地域の利便性向上や利用促進に向けた工夫や取組があれば提案すること。特に、朽木地域での地域交通の確保・維持の観点から、地域ニーズへの対応や他の公共交通を含めた利便性向上に向けた工夫があれば、提案すること。提案にかかる経費は受託者で負担すること。
- (イ) 実証の評価手法（評価基準）を具体的に提案すること。なお、以下の点を踏まえた内容とすること。
- A) 予約型区域運行にかかる検証（有効性、ニーズ、利便性、効率性（費用対効果）、持続可能性等）
- B) 高島市内の他地域における移動サービスへの活用可能性（有効性、ニーズ、利便性、効率性（費用対効果）、持続可能性等）
- (ウ) 広報にあたっては、分かりやすくビジュアルに訴えるなど、ターゲットに対する効果的な広報イメージや周知方法を具体的に提案すること。
- (エ) 各アンケートについて、実施方法、実施予定数および回収率を向上させるための工夫を提案すること。提案にかかる経費は受託者で負担すること。
- (オ) 検証結果の取りまとめイメージを提案すること。

② 地域交通充実に向けた利用促進

新たな移動手段の導入等地域交通の維持・確保には、地域の公共交通に対する住民の理解促

進および利用促進を併せて進める必要があることから、効果的な啓発チラシとパンフレットを作成する。

ア 実施内容

概要	地域交通充実に向けた理解促進および利用促進
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の公共交通に対する理解と利用を促す啓発チラシおよびパンフレットの作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発チラシ（A4 両面）750 枚、パンフレット（A4 判 8 ページ観音開き・電子版） ・ 内容については、県と協議の上決定すること。 ● 効果的な利用促進に向けた先進事例等の情報収集、支援。
時期	委託契約の日から令和 8 年 12 月の予定

【提案事項】

- (ア) 広報にあたっては、分かりやすくビジュアルに訴えるなど、ターゲットに対する効果的な広報イメージを具体的に提案すること。
- (イ) パンフレットについて、地域交通の現状や渋滞への影響、暮らしやすさ、健康、CO₂の削減など地域交通が個人や社会にもたらす便益等についてデータを整理した上で、効果的に伝えるものとする。
- (ウ) 利用促進に向けた情報整理および支援のイメージを提案すること。

③ その他

滋賀県内の交通不便等に対応するため、令和 8 年 6 月の改正地域公共交通活性化再生法の成立も踏まえ、公共ライドシェア、日本版ライドシェアおよび共助版ライドシェア等の新たな移動手段について、先進事例および国の制度等の整理、分析等県内の課題対応への支援を行う。

ア 実施内容

概要	<p>令和 5 年 12 月の自家用有償旅客制度の拡大、令和 6 年 3 月の自家用車活用事業の創設、令和 8 年 6 月の改正地域公共交通活性化再生法の成立等、交通不便解消に向け制度改正が行われているところ。</p> <p>本県においては、令和 8 年 3 月に「滋賀地域交通計画」を策定し、地域の実情に応じた交通サービスの確保や、多様な移動手段の活用による利便性の向上に取り組むこととしている。</p> <p>こうしたことから、①の実証運行も踏まえ、公共ライドシェア、日本版ライドシェアおよび共助版ライドシェア等の新たな移動手段について、滋賀県の地域交通の充実に向けて、先進事例および国の制度等の整理、分析等県内の課題対応への支援を行う。</p>
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共ライドシェア、日本版ライドシェア、共助版ライドシェア等の新たな移動手段について、担い手、他分野との連携、効果および持続可能性の観点から、地域特性を踏まえ、先進事例および国の制度等を整理し、課題や可能性について、分析等県内の課題対応への支援を行う。

時 期	委託契約の日から令和9年2月の予定
-----	-------------------

【提案事項】

- (ア) 整理する情報や分析等支援のイメージを提案すること。
- (イ) 滋賀県内の山間地や交通不便地の課題・特性を踏まえた提案とすること。

5 業務の進め方

- (1) 本業務の受託者は本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。なお、細部事項については、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、常に監督職員と連絡を密にし、業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し監督職員の指示を受けなければならない。
- (3) 受託者は、本業務着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、委託者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告を行わなければならない。

6 資料の貸与

本業務の施行に際し、必要な資料は可能な限り提供または貸与する。

7 成果物

受託者は、業務結果をとりまとめ、下記に定めるとおり成果物を納品すること。

- (1) ①報告書概要版：成果の骨子および主たる図表等を取りまとめたもの（紙A4版）各5部
 - ②報告書本編：業務全般の内容、成果等をわかりやすく整理したもの（紙A4版）各5部
 - ③報告書電子データ 一式（①～②をCD-Rにデータを収め1部）
 - (2) 納品
- 納品場所は、交通まちづくり部交通まちづくり政策課とする。

8 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、本仕様書の内容を理解した上で、目的および内容に沿った実施計画を作成し、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

9 業務履行にあたっての条件および留意事項

- (1) 本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については双方協議の上、受託者負担で実施すること。

- (2) 実際の契約内容については、調整・変更する場合がある。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、これを定めるものとする。
- (4) 受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、当事業の成果物は滋賀県へ引き渡すこととし、成果物の所有権は、滋賀県への引渡し完了したときに滋賀県に移転するものとする。
- (7) 当事業に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、原則、成果物の引渡しをもって滋賀県に譲渡されるものとし、また、著作者は成果物に係る著作人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は受託者において負うものとする。
- (8) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (9) 委託者は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (10) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (11) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、およびその他賠償等について対応すること。